

○高千穂町町民活動支援事業補助金交付要綱

平成22年5月14日

告示第41号

高千穂町町民活動支援事業実施要綱(平成17年告示第35号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 町は、人間性豊かで魅力的なまちの創造をめざし、行政と協働(パートナーシップ)によるまちづくりを促進するとともに、まちづくりに対する町民の意識の高揚を図ることを目的とし、予算で定めるところにより、町民全体が自主的に行う創意工夫にあふれたまちづくり活動に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金の交付に関する規則(昭和45年規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 補助金を受けようとする者(以下「対象者」という。)は、高千穂町内においてまちづくり活動を行う者のうち、次の条件を満たす団体とする。

- (1) 構成員が3人以上であること。ただし、町民以外の者が含まれる場合は、町民が3人以上であること。
- (2) 非営利で社会貢献活動を行う団体であること。
- (3) 特定の組織の影響下でない自立した団体であること。
- (4) 原則として他の補助金を受けていないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率等は次のとおりとし、予算の範囲内において交付する。

- (1) 対象となる経費は、まちづくり活動にかかる事業費とする。ただし、団体の運営費は含まない。
- (2) 補助率は、補助対象経費の3分の2以内とし、30万円を上限とする。

2 事業の実績が特に優れていると認められた場合、翌年度に限り初年度補助金額の2分の1の額を上限として、予算の範囲内で交付する。

(募集及び選定方法)

第4条 対象者の募集は公募とし、事業計画書(様式第1号)を所定の期日までに町長に提出するものとする。

2 応募者の中から、書類審査及び公開審査により助成を受ける者(以下「受給者」という。)

を選定する。

(審査会)

第5条 受給者を選定するために、審査会を置く。

- 2 審査会は、町長が指名した委員によって構成する。
- 3 審査会の会長は、町長とする。
- 4 審査会の庶務は、企画観光課において処理する。

(審査基準等)

第6条 審査基準及び選定方法は、審査会が決定する。

(受給者の決定)

第7条 受給者及びその補助金の額は、審査会が決定し、書面により受給者に通知する。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、概算払いにより交付する。

- 2 受給者は、事業採択決定後、所定の期日までに規則第3条による補助金交付申請書を提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第2号)
- (2) 収支決算書(様式第3号)
- (3) 事業の内容を明らかにする写真等の資料

(補助金の返還)

第10条 町長は、受給者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、給付した補助金の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の給付を受けたことが判明したとき。
- (2) 補助金をその目的以外のために使用したとき。
- (3) その他、補助事業を遂行することが不可能と判断されるとき。

- 2 町長は、前項の決定を行うときは、受給者に弁明の機会を与えなければならない。

(その他)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年5月14日から施行し、平成22年度の予算に定める町民活動支援事業補助金から適用する。

様式第1号(第4条関係)

事業計画書

1 事業名

--

2 事業の目的

--

3 事業の内容

(1) 事業の概要

--

(2) 事業の計画

--

4 事業の実施予定日(又は期間)

年 月 日から 年 月 日

5 添付資料等

- (1) 収支予算書
- (2) 組織の規約、概要等
- (3) 組織の構成員名簿
- (4) 経費のあらましがわかる資料(見積書等)

様式第2号(第9条関係)

事業実績書

1 事業名

--

2 事業の目的

--

3 事業の内容

(1) 事業の概要

--

(2) 事業の実績

--

4 事業の実施日又は期間

年 月 日から 年 月 日

5 添付資料等

- (1) 事業実施時の写真
- (2) 開催時のパンフレット等
- (3) 新聞・雑誌等への掲載記事等

様式第3号(第9条関係)

収 支 決 算 書

(1) 収 入

(単位:円)

科 目	決 算 額	内 容
合 計		

(2) 支 出

(単位:円)

科 目	決 算 額	内 容
合 計		

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第9条関係)

様式第3号(第9条関係)